

2010年9月2日

厚生労働大臣

長妻 昭 様

特定非営利活動法人
特養ホームを良くする市民の会
理事長 本間 郁子
運営委員一同

緊急要望書

特養ホームの「個室・ユニット型施設」を国は方針どおり毅然
として守り、促進することを市民より心から要望します

介護保険制度改正の見直しで「個室・ユニット型施設」のあり方が社会保障審議会において議論されています。

国は2003年にこれから建設する特養ホームは「個室・ユニット型施設」とする方針を明確にし、2014年までには特養ホームの総数の7割を「個室・ユニット型施設」に転換することを明らかにしました。

その方針を信じ、多くの市民は老いて最期のステージを過ごす特養ホームに夢と希望を抱くことができました。これで、ようやく特養ホームは普通の暮らしが保障されたのです。

ところが、急にいくつかの自治体において4人部屋を認める動きがあり、落胆しております。自治体が「個室・ユニット型施設」を建設できない要因を把握し、それに対応する施策をしっかりと示してください。

民主党政権に変わり、一度明示した方針を後退とも言えるような形で簡単に変えてしまうのでは、市民は民主党の政策に信頼が持てません。

9月6日に行われる社会保障審議会では4人部屋を認めるかどうかの議論が行われます。

それに伴い次のことを市民より心こめて緊急に要望します。

1. 2003年の方針を貫き、今後建設する特養ホームは「個室・ユニット型施設」とすることを再確認してください。したがって、それ以外の施設は認めない。建設したとしても国は一切の補助は行わない。
2. 「個室・ユニット型施設」を促進するために具体的な施策を明示してください。各自治体の問題・課題に真摯に向かい合い、方針を貫くために具体的な支援をしてください。
3. 生活保護対象者が「個室・ユニット型施設」に入居できるよう早急に規定の見直しを行い、補足給付の在り方を検討してください。
4. 低所得者の支援を明確に示してください。現状は、非常にあいまいで抜本的な見直しが必要です。